

2022年度第1回伊賀市人権政策審議会議事概要

1. 開催日時 2022（令和4）年4月20日（水） 午後2時～午後3時
2. 開催場所 大山田農村環境改善センター 2階 大会議室
3. 出席者
委員14人
事務局6人
人権生活環境部長、人権政策課長
人権政策課職員4人

事務局：定刻になったため、ただいまから2022年度第1回伊賀市人権政策審議会を開催します。よろしくお願ひします。

本審議会は、伊賀市情報公開条例第24条の規定により公開します。また、公開の方法は、審議会等の会議の公開に関する要綱第8条の規定により、審議会の会議録作成が定められていますので録音します、並びに、本日の会議の記録作成にあたり委員の名前は公表せず、発言内容を公開しますので、ご了承ください。発言の際にはマイクを通してご発言ください。

なお、伊賀市人権政策審議会条例第6条第2項の規定により過半数の委員の出席が必要となっておりますが、本日は総委員18名中14名出席となっており、本審議会は成立しています。総委員数が19名から1名減となったのは三重県からの推薦により、着任いただいている委員については、4月1日付の人事異動で職務を辞されたので、審議会条例第4条第2項の規定により、委員の職を辞したものとみなし、現在の総委員数は18名です。

なお、本会議に際しては、2人の委員から欠席の連絡を受けています。また一人の委員は、先日ご逝去なされました。大変残念ではございますが、謹んでご冥福をお祈りします。

また、先ほど説明を行いました条例等で事前に告知等を行い、本日現在1人の傍聴がありますので報告します。

あいさつ（人権生活環境部長）

事務局：伊賀市人権政策審議会条例第6条第1項の規定で、会長が議長となると規定していますので、ここからは会長に議事進行をお願いします。

あいさつ（人権政策審議会会長）

会長：第1回の審議会で、第四次人権施策総合計画策定に関して、ご議論をお

お願いしたいと考えています。議事進行に皆さんのご協力をお願いします。

事項書1の2021年度第1回伊賀市人権政策審議会における発言の説明を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局：事項の1ですが、内容は2021年度第1回審議会における審議の内容について、その後の取り組みの経過について、改めてご検討いただきたい大変重要な議事です。

本来審議会は伊賀市自治基本条例第6条「情報共有の原則」の規定により設置をしました「伊賀市審議会等の会議の公開に関する要綱」の第3条により原則として公開することと規定していますが、当該議事は「伊賀市情報公開条例」第7条第1項第4号に規定する「公にすることにより人の生命、身体又は社会的な地位の保護を犯罪の予防、または捜査、その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報」に該当すると考えられます。そのため一部非公開として審議いただくことについてお諮りいただきたい。

会長：今事務局から提案があった議事事項1の公開の是非について、皆さんにお諮りします。事務局からの提案どおり、議事事項1について非公開と決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

－全会一致－

全員賛成ということで、賛成多数と認めます。よって議事事項1は「伊賀市審議会等の会議の公開に関する要綱」第5条第1項および第2項の規定により非公開とすることと決しました。その理由は「伊賀市情報公開条例」第7条第1項第4号に規定する「公にすることにより、人の生命身体または社会的地位の保護、犯罪の予防または捜査、その他の公共の安全と秩序の維持に、支障を及ぼすおそれがある情報」と認めるためです。非公開とした議事事項1の審議は午後3時までとします。公開する事項2および3についての再開は午後3時からとします。

事務局は傍聴の方に退室をお願いしてください。よろしくをお願いします。

－非公開－

会長：はい、それでは定刻になりましたので、再開します。

事項書2の第4次伊賀市人権施策総合計画策定にかかる諮問について、事務局から説明をお願いします。

事務局：伊賀市人権施策総合計画の策定について、現在も社会の中には部落差別をはじめ、子ども、女性、障害者、高齢者、外国人、患者、セクシャルマイノリティなどにかかる人権問題など、解決しなければならない重要な課題が山積しています。第3次人権施策総合計画が策定された後、人権問題にかかわる社会の情勢は大きく変化をしました。その中、新たな法律との整合性、国の施策への対応の必要性、日本を取り巻く国際情勢への対応も喫緊の課題として生じています。こうした状況を踏まえ、「伊賀市における部落差別をはじめとするあらゆる差別の撤廃に関する条例」の実現に努めるとともに、人権施策を、より一層総合的かつ計画的に推進できるよう人権施策総合計画を改定します。

そこで、別紙参考資料として添付している「伊賀市人権政策審議会条例」第2条のとおり、本審議会から本計画の改定について答申をいただきたく、ここに諮問するものです。それでは、市より審議会に諮問をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

事務局：第4次人権施策総合計画策定につきまして、貴審議会の意見を求めますのでよろしくお願いいたします。

会長：ただいま伊賀市から、本審議会に諮問をいただきましたので、皆様とこれから数回にわたり審議を重ねてまとめたものを答申としていきたいと思えます。円滑に審議が進みますよう、皆様のご協力をお願いします。

それでは早速ですが、第4次伊賀市人権施策総合計画策定について、事務局から説明をお願いします。なお、ご意見ご質問についてはそれぞれの説明の後、一括してお受けしますので、よろしくお願いいたします。

事務局：資料3をご覧ください。朗読します。

第4次人権施策総合計画策定方針『1. 伊賀市策定目的』、「人権」とは人間の尊厳に基づいて、私たちが自分らしく幸せに生きる権利であり、いつでも、どこでも、そして誰もが等しく保障されるべき権利として、人々の暮らしに欠かすことのできないものです。

21世紀は人権の世紀と言われています。市民一人ひとりが尊重され、誰もが幸せに暮らすことができる社会を築いていくことが求められ、旧市町村においても部落差別をはじめ、あらゆる差別の撤廃に向けて取り組んできました。

伊賀市では2004年11月の市町村合併と同時に伊賀市における部落

差別を初めとする、あらゆる差別の撤廃に関する条例を制定するとともに、あらゆる人権問題の解決に向けて、伊賀市だけでなく周辺地域をけんいんをしてきました。

しかし社会の中には部落差別をはじめ、子ども、女性、障害者、高齢者、外国人、患者、セクシャルマイノリティなどにかかる人権問題など、解決しなければならない重要な課題が山積をしています。

持続可能な開発目標（SDGs）は2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された国際目標です。国はSDGs達成に向けたアクションプランを策定し、女性や子供、障害のある人など全ての人が活躍できる社会の実現に向けて、あらゆる分野で取り組みを行っています。

障害者雇用をめぐるっては、国や地方自治体における不適切な計上により、法定雇用率を達成していない状況が長年にわたり継続していたことが発覚し、これを契機に官民間問わず障がい者が働きやすい環境をつくることを目的に、「障害者雇用促進法」が2018年に改正されました。また、2021年には「障害者差別解消法」が改正され、合理的配慮の提供が民間事業者にも義務化されました。

アイヌの人たちのアイデンティティを尊重し、従来からの福祉施策や文化振興に加え、地域振興、産業振興などを含めた様々な課題を解決するために、アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律が2019年に公布・施行されこの法律に基づき、「アイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本方針」が2020年9月に定められました。

性的マイノリティをめぐるっては、2019年5月、世界保健機関(WHO)の総会で「国際疾病分類」の改訂版が承認されました。その中で、性同一性障害が精神障害の分類から除外され、性の健康に関連する状態という分類に変更されました。これによって出生時の性別への違和が「病気」や「障害」ではないと、宣言されることになりました。

2019年6月、女性の職業生活における活躍の推進等に関する法律等の一部を改正する法律が成立し、「労働施策総合推進法」「男女雇用機会均等法」および「育児介護休業法」が改正され、職場におけるパワーハラスメントやセクシャルハラスメント対策が強化されました。

2019年6月28日の熊本地裁における「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟判決」において、国として控訴せず、判決は確定しました。しかし、差別の厳しさ、差別の怖さから原告の多くは氏名を公表していません。患者を隔離するための政策を推進するために「無らい県」運動により官民が一体と

なって、ハンセン病患者を摘発し、療養所に送り込んできました。国民の恐怖をあおり、ハンセン病の誤った認識を広げ、患者とその家族を強い差別や偏見にさらしてきました。

感染者がどこに居るのか、誰かを探し自分から遠ざけようという動きは、ハンセン病の問題だけではありません。原爆被爆者やH I V感染者、東日本大震災における福島第一原子力発電所水素爆発における、被曝者や福島県からの避難者、新型コロナウイルス感染症においても同じ構造で差別が発生しています。

2016年「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた、取り組みの推進に関する法律」が施行され、ヘイトスピーチは許されないとして取り組みが進められてきました。しかし、2022年2月のロシアによるウクライナへの武力侵攻を受けて、在日ロシア人に対して「国へ帰れ」などの書き込みがSNS上でなされています。最もロシアによる武力侵攻や虐殺は許されるものではありません。人権問題は国際社会全体の問題であり、人権の保障こそが世界平和の基礎等だった。世界人権宣言を冒瀆するもので、決して許すことはできません。

2020年SNSによる誹謗中傷を受けて、元プロレスラーが自死する事件が発生しました。その事件を受けて、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限、および発信者情報の開示に関する法律（通称プロバイダ責任制限法）の見直しが議論改正されました。この法改正によって、発信者情報の情報開示請求を、1回の手続きで済ませることができるよう新たな裁判手続きが創設されました。改正法は2022年の施行を予定しています。

また、SNSによる誹謗中傷対策を強化するため、人を侮辱した行為に適用される侮辱罪に懲役刑を導入し、法定刑の上限を引き上げるほか、「懲役」と「禁錮」を一本化した「拘禁刑」を創設するとした刑法などの改正案を、2022年3月に閣議決定をしました。

2021年9月27日、被差別部落の地名リストをインターネットサイト上に掲載し、書籍化するの「差別を助長する行為」として、部落解放同盟など234人が削除や損害賠償を求めた訴訟の判決で、東京地裁は「出身者が差別や誹謗中傷を受けるおそれがあり、プライバシーを違法に侵害する」として、被告側に対し、地名を掲載した部分の出版の差し止めや、サイトの削除を命じました。「部落差別の解消の推進に関する法律」が2016年に公布、施行されましたが、部落差別の解消のため、一層の取り組みが求められます。

三重県議会においては差別解消を目的とした、「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」が、2022年5月に成立する見込みとなって

います。この条例案では「人種等の属性、不当な差別、人権侵害行為、人権問題」に関して定義し何が差別に当たるのか具体的に示した上で、県が相談に応じ助言や調査などの救済を行うことを規定しています。このように、人権問題にかかわる社会の情勢が大きく変化をする中、新たな法律との整合性、施策への対応の必要性も生じています。

全ての人々が個性や人権を尊重し、ともに生きる社会を実現するためには、私達一人ひとりが人権を正しく理解し、相互に人権の意義と人権尊重の高い意識を持つことが大変重要です。

市では、2007年、平成19年3月に伊賀市人権施策総合計画を策定し、市民一人ひとりが人権意識を高め、一層の人権感覚を身につけるとともに、人権尊重の視点に基づく行政施策や地域企業等の活動について、より総合的・体系的かつ計画的に推進するための取り組みを行ってきました。

このたび、2017年、平成29年12月に策定をした「第3次人権施策総合計画」この計画は6ヶ年計画でございましたけれども、この計画期間が終えようとする中で、これまでの取り組み状況をもとに、新たに施行された法令等への対応、さらには2020年、令和2年に実施した「人権問題に関する伊賀市認識調査」の結果を踏まえて必要な見直しを行い、「第4次伊賀市人権施策総合計画」を策定しようとするものです。

『2. 策定方針』行政のあらゆる分野を人権の視点から見つめ直し、ともに生きる社会を実現するために実効性、補完性のある計画の策定を行い、一人ひとりの人権が保障される「人権文化」の創造を目指します。

① この計画は2017年、平成29年に策定した第「3次伊賀市人権施策総合計画」を基本としつつ、人権が保障される社会の実現に向けた社会情勢の変化や、これまで実施してきた施策の評価の検証を踏まえ、計画の実効性を一層高めるとともに、DX（デジタルトランスフォーメーション：施策をデジタル化またはデジタル要素を加えることで、社会の仕組みを変革することという意味ですけれども、市の方針として推進が求められていますが、反面、ICT技術や情報デバイスの取り扱い等において情報格差が生じる懸念があります。そのため情報格差の拡大防止と情報格差の是正に関する対応策の検討の上で、第4次計画を策定をします。

② 2020年、令和2年に実施した人権問題に関する「伊賀市民意識調査」の結果を計画に反映させます。

③ この計画の期間は、令和5年度からは令和9年度までの5年を予定しています。

『3. 計画策定の体制』です。資料3の3ページ、資料4の図とはい、資料3の4ページですね。あと、資料4の図を合わせてご覧ください。実施期

間としまして、本審議会に諮問し答申を受けることとさせていただきます。また市民参加として、中間案でパブリックコメントを実施し、市民の方々からの意見を聴取し、市民参加につとめてまいります。また、分野別に関係団体等からも意見を聴取に努めていきます。

庁内体制としましては、人権施策推進会議では計画全体の原案を作成をしてまいります。庁内関係課を代表する職員で構成する、伊賀市人権施策推進会議や、総合政策会議を経て計画を取りまとめ、伊賀市議会議員全員協議会で報告していこうというふうな形で、計画策定の体制を考えているところでございます。

『4. 策定スケジュール』です。資料5をご覧ください。スケジュールに関してですけれども、6月から8月にかけて計画の素案の作成をしていきたいと考えております。

続いて市民参加として、本審議会の終了後から8月にかけて、当事者または関係機関からの聞き取りや意見交換を行いたいと考えています。その後11月から12月に中間案として、パブリックコメントを実施したいと考えております。市議会議員全員協議会には11月に中間案2月に最終案を説明したいと考えております。

続いて人権政策審議会についてですけれども、本日は諮問および策定方針等についてご検討をいただきまして、次回は6月の中旬以降を予定しております。6月の審議会では理念や目標、体系等について協議をしていただきたいと考えております。8月及び10月の審議会では、施策事業に関する本文について同10月については中間案の答申もお願いしたいと考えております。また1月には、最終案の答申をお願いしたいと思っております。

なお人権施策推進会議につきましては、5月に理念、目標、体系について構成を検討し、7月に全体の本文の構成を、9月にはパブリックコメントに関することであるとか、全体的な調整を実施していこうと考えております。総合政策会議並びに市政運営会議には9月・11月・1月に、協議を図っていききたいというふうに考えております。以上でございます。

会長：難しい用語もありましたがいかがでしょうか。皆さんちょっと考えていただいている間に、気づいたところですが、この最初の策定目的のところに障がい者雇用をめぐる、国や自治体における障がい者雇用率の水増し事件があったとして、これをきっかけに法定雇用、雇用促進法が改正されたというくだりがありますが、今ちょっと確認しますと、事実と反すると、すなわちその、水増し事件があったのは2018年ですね。確か・・・

今ちょっとスマホで検索しただけなので、間違っていたら教えてほしいの

ですが、水増し事件が起こったのが2018年で、障がい者の法定雇用率を、雇用促進法を改正したのは2016年です。だから2016年にできる法律が、2018年の事件によって起きたというのは、おかしいわけで、正確にはおそらく、障がい者の権利条約を批准するための国内法の整備のために、この障がい者の法定雇用率や障がい者差別解消法が整備されたというふうに、表現するのがおそらく正確だと思うんですね。ちょっとこれ事務局で後で確認をして、必要なら訂正してください。

それとこの、DXという言葉がまだ市民の間では聞きなれない。デジタルトランスフォーメーションと言うんですけれども、これ施策をデジタル化または、デジタル要素を加えることで社会の仕組みを変革することで、私の理解によると、あんまり良い例ではありませんけれども、このGoToトラベルとかGoToEα+と2種類ありますよね。GoToEα+も、GoToEα+のチケットを紙で買って、取り扱い飲食店へ持って行って、飲食するという紙ベースのものと、それと、今スマホにダウンロードして、チケットが買えて、スマホでGoToEα+のチケットが使える。こんなことを、DXって言うんですか。という。そういうことですよ。行政のDX化ってというのは、行政施策にこの情報化とかIT化とかをどんどん入れていって便利にしよう。ということですよ。

事務局：はい、私ども人権政策課で担当してることで考えますと、啓発事業などをオンラインで登録することによって、誰でも、いつでも、どこでも、啓発事業を視聴いただけるというふうな形のオンライン化で、多様な方にいつでも勉強ができるような体制を整えていくというのは、一つのDXかと考えているところです。

それから相談事業なんかについても、今、市の中ではAIチャットボットの導入も考えられているところですので、相談のあり方なども、これから変わっていくのではないかと考えているところです。

会長：人権にかかわる分野でいうと、教育や啓発がオンライン化されていったり、人権にかかわる相談がオンライン化されていくと、そうなってくると、このパソコンを使えないという人とか、パソコンを持ってないでとか、スマホはあるけどほとんど電話しか掛けないとか、というような、僕らもそんなところが多いんですけども、ITに十分でないという人たちが、教育や啓発から取りこぼされたり、相談から置いていかれたりする、そういう心配があるって言うことですよ。

ここで書いてあるのは、デジタル化を進めていけるところは進めていくけ

ども、その際にそういうデジタルに弱い人たちが、取りこぼされることのないように、この方針をしっかりと作りましょうと、そういうことですよね。

ですから、読み書きのできない人が、いろんな不利をうけて制度や施策から取り残されたみたいに、申請主義の行政サービスなんかでいくと、字が読めない、書けない、とサービス利用できませんから、そんなことがデジタルの時代に起こらないようにするための方針が、この審議会で議論をされて、この第4次の方針の中にしっかりと明記される必要があるというざっくりと言うと理解ですね。

はい、いかがでしょうか。このペーパーに基づいてこの方針を議論をしていくということになりますから、この方針は非常に今後の議論に当たって大事なので、こういう点を方針の中に入れておくべきだ。ということがあれば、皆さんから提案をしていただいた方がいいのではないかなど。

これ、もう一点申し上げますと、この通常国会で議員立法ですけれども、障害者情報アクセシビリティコミュニケーション施策推進法という法律が議員立法で成立されるということ、障がい者団体から聞いていますが、要するに情報における障がい者差別があるという考え方なんです。ですから、災害時も含めて、障がいを持っている人たちに正しい情報が、障がいのない人と同じような形で伝わっているのかと、そこに差別があるのではないかと、いうところから、その差別を是正しようということで、議員立法で与党系議員が中心に国会に提案されて、今、審議をされて成立の方向で動いている。この動きを見ながら、これを入れておく必要があると思います。

この方針さえも点字でとか音声でとか。例えば、知的な障がいを持つ人に対してはわかりやすい言葉であったりとか、例えばふりがなをつけるだとか、色んなこの情報の伝え方、伝わり方があると思うんで、そういうことに行政の情報発信そのものが、やっぱり人権化していく必要があると思います。だからこの視点を入れておく必要があると思います。

その他いかがでしょうか。はい、どうぞ。

委員：あの、今言われてましたけどもオンライン等について、高校においてもコロナ禍でここ2・3年前から、学校をオンライン化しています。そしたら、お家でオンラインっていう形で学習が出来ないお家があったり、スマホを持っていない家庭もあり、そういう所について伊賀でも検証したところ、2%ぐらいなかったと。それを県と話しする中では、県教委の中では、高校においては100%出来ますよ。ってこんな言い方に変えてくる。そうすると、ここは出来てへんやんか。っていう話をすると、「あっ」って、わかっていない所が情報の中でいっぱいあるというところが、コロナ禍の中でのオンラ

インっていう施策が見えてきたな。っていうふうに思うし、あとそこでの部分はできているのか、できていないのかっていう検証は、伊賀市でもやっていただきたいなというふうに思ってます。

会長：はい、ありがとうございます。事務局いかがでしょうか。

事務局：ありがとうございます。まあ、このDXにつきましてはDX推進会議で、デジタルディバイドについて、私の方から施策をもっと考えていただきたい。例えば、隣保館、児童館、教育集会所では、出前のデジタル研修みたいな形でも考えられるのではないかなど、地区市民センターもありますので、そこでの学習会を考えられるのではないかと、提議、提案させていただいてあります。また、その方向で進むという回答もいただいております。

そういうことも踏まえて、チェックの方ですが当然抜け落ちる方々が出てくるので、そういうところも含めて今後、DXの方に申し入れさせていただきたいと思っております。

また、今、委員に言われたとおり、文科省でしたかタブレットを子どもたちに渡していますが、やっぱりタブレットだけでは学習指導できないと。子どもたちに紙、ペーパー、対面によってしていくというふうなデータも出ているらしいです。

たちまちそのタブレットを持っている子どもたちに対して、今後、教育委員会を通じながら、タブレットの使い方を便利さを含めて、その使い方を指導していかなければならないと思っております。これは教育委員会の方からも共に考えていこうということで進めさせていただいております。

会長：DXは格差の問題なわけで差別の問題も、注意してください。使えるものと、使えないものという問題とDXを通じて、被害者になったり、加害者になったりするということ、誹謗中傷のね、被害者になる場合もありますし、加害者になってしまう場合もあるというDX化にあたっては、この格差と差別という問題にぜひ配慮をお願いしたいと思います。

あと大事なところなんで、私の方から少し付け加えておきたいのは、一つは当事者参加という視点をね、こう単なる市民参加ということではなくて、人権行政の施策を検討する場合に、やっぱり人権の当事者の意見をしっかりと、障がい者政策を進めるときに市民の意見を聞くというのはもちろんですけども、その際にやっぱり障がい当事者の意見をしっかりと聞く。っていうことは大事な視点ですから、ましてこれ人権行政ですし、実際にこのスケジュールを見ても、当事者の声をしっかりと聞くと言うプロセスが位置づけら

れていますので、基本方針そのものの中に、当事者の参加を保障するとか、当事者の意見を尊重するというような方針がいます。

それと教育啓発の部分ですが、実効性がキーワードになってくるのではないのでしょうか。要するに、学校教育においても、教育指導要領に明記されていない問題を学校教育の現場で進めようとする、やっぱり一般的に三つの壁があるって言われます。一つは時間をどう確保するのかという問題と、それと教材をどう確保するのかという問題と、そして教える先生のクオリティをどうするのかという問題です。

数学というように教科になっておれば、数学の時間は自動的に確保できますし、数学の教材は教科書というものがありますし、数学を教えるテクニックは学校の先生は大学で勉強して来ているわけですね。しかし、差別という問題は、学習指導要領に明記されませんから、そうすると、やるやらないというのは、人権教育啓発推進法を根拠にしたり、県や市の人権教育の基本方針、教育計画、人権教育計画なんかが根拠になってくると思います。

そうするとそれをやるかやらないかというのは、学校の判断になってしまったり、学年の判断になってしまったり、クラスの判断になってしまったりしてしまうというようなことになる。

教える人権は多様化するけども、現場はなかなか大変やという問題が起きるので、実効性という問題は非常にこれからの人権教育や啓発を考える上で、大事になるのではないかなという視点を、今後の長期の計画を考えるにあたっては重要じゃないかと思います。

もう一点が、人権相談における救済という視点ですね。これ相談を受け付けるけどもね、解決をしないっていうのであればね。これ中々、人権相談にならないですよ。私が見てるいくつかの自治体の人権にかかわる調査でも、差別や人権侵害を受けた市民が、行政や法務局や人権擁護委員さんに相談したっていうのは1%から2%なんですよ。被害を受けた人の内の、これが何十年も同じ状況なんですよ。国も認めざるを得ないぐらい、国の人権擁護行政というのは法制度的に不十分だっていうことが明らかになっている中で、伊賀市も条例で差別を禁止していますが、禁止している差別が、じゃあ起こってないかという、いろんなところで起こって、あるときは見えたり、ある時は見えなかったり、被害者が泣き寝入りをしたりするような現状があります。

禁止するだけではなくて、しっかりと救済の部分で今まで取り組んできたのはどちらかというと相談という、入り口の部分で、今後この大事なのは出口の部分ですね。相談と救済ここの部分を自治体としてどこまでできるのか。これは非常に重要なのは三重県が条例を作りますよね。この条例というのは

どこが優れてるかっていうと、救済の部分が優れてるんです。

そうするとこの、県が新しくつくるあらゆる差別をなくそうという条例と、伊賀市はどんなふうに連携をして県と市町村のタッグが組めるのかっていうことなんです。この点は今後の方針を考える上で極めて大事だというのが三つ目ですね。

ですから、あえて四つ目をいうと県の条例とどう、どの部分でどう連携するのかっていうのはしっかりとまず事務局で検討いただいて、この審議会のメンバーに三重県がどんな条例を作ろうとしてるのか、そして伊賀市と連携できるテーマ、課題というのはどの部分なのかというのを、しっかりと情報提供していただいて、そしてこの方針検討の議論に是非反映させていってほしいなど、いうふうに思います。

大事な点なので、ちょっと時間取りましたけども申し上げておきます。その他何でも結構です。わからないところですか、こうしたことも付け加えておいた方がいいんじゃないかとか。たくさんの方の意見があれば、方針が豊かになりますから。

よろしいですか。はいどうぞ。

委員：ちょっと確認というところなんですけど、その策定目的のところは今読んでいただいた中で、国際的な流れとか、国の法律であったりとか、三重県の出来る条例のこととか、いくつか書いてあるんですけど、その一つのことが一貫性として、例えばその、こういう市の人権計画の方針なんかであれば、ある一定の、全体の人権課題ごとに世界の流れ、国の流れ、県の流れ、で市はどうしていく、みたいなふうにしたほうが読みやすいなっていうふうには思ったんですけども。

目的のところのボリュームの問題もあるかと思うんですけど、実際、まあ伊賀市の場合は特にまあ性の多様性の部分に関しては、パートナーシップ宣誓制度も早い段階で策定はしてくれていますが、県の方も条例ができていたりとか、まあ、ようはこの期間の間に条例ができていたりとか、障がい者にかかわっても条例もできていたり、感染症対策の条例もできてたりするので、そこら辺を方針の策定の目的に入れる。入れてさっきの全体的な県の、今度できる条例との連携みたいなところを書いたほうがいいのか。もう一括して県の条例だけのとこだけを触れたらいいのか。

ごめんなさい、ちょっと。自分の答えがあるわけではないんですけど、その社会情勢みたいなところ一貫性があるんじやないか、これ、ないんじゃないのかな、特に法律とか条例が関わっての一貫性がないような、ないかなっていうふうに、人権課題ごとにないのかなと思ったので、そこら辺はちょっとボ

リ्यूムの問題と、どういうふうに整備されるのかとってということと、この今回出してもらった資料3だけでは、多分ないと思うので実際の総合計画の前文みたいなところに、そういうふうに章は章立てみたいにされるのか。っていうところだけちょっとまた、聞かせていただけたらな。というふうに思いました。以上です。

会長：はい、そのあたりいかがでしょうか。事務局。

事務局：ありがとうございます。資料3の1. 2. 3. 4段目の方に書かせていただいております。障がい者等々の人権問題など、解決しなければならない重要な問題が山積している。という形で書かせていただいております。

従来から、今言われた章立ての中で詳しく。今、意識調査しましたその分析結果を踏まえてこういう状況であると、成果と課題も含めて載せていこうかなと思っておりますので、今のところ考えているのは章立ての中にと考えております。そういう部分についても、課題が山積しています。だけで、終わらずまた各分野別に課題整理しながら取り組む進めますみたいなことで。今、ちょっと考えただけですけども、そういう文面をちょっと付け加えたらとどうかなど。

会長：よろしいですか。

委員：どういふのが正解かわかりませんが。

会長：今部長が仰ったのは世界の人権をめぐる動きだとか、国の人権をめぐる動き、県の人権をめぐる動きっていうのは、いわゆるその計画本体の本文の中に詳しく書いたらどうかと考えているというふうにおっしゃったんですよね。この方針についてはそういうことを前提としながら、特に第4次の計画の中で、重視しなければならない、世界や、国や、県や、市の動きっていうものを盛り込んでおこうという。今、上島部長の説明を聞いて僕は、前向きに解釈してるんですけども、そういうことでよろしいですね。

したがって、だからここに入れとかなあかん、重要なポイントを具体的に入れた方がええっていうことですね。それを例えば今、委員おっしゃった、コロナの差別防止条例っていうか、そういう動きが県にあるとすればそういったことをここに、入れといた方がいいっていうそういうふうに理解してよろしいですか。

事務局：その部分については、いれさせていただきます。

会長：はい、ありがとうございます。

特にこれ以上ご意見がないようなので、ありがとうございました。本日は最後まで熱心な討議をいただきまして、ありがとうございました。本日出たご意見などを踏まえ、今後の伊賀市の人権政策に生かしていってもらえたらいいと思います。

本日はお忙しい中ご出席を賜り、ありがとうございました。最後に事項3のその他についてでございますが、事務局から連絡事項がありましたらお願いをいたします。

事務局：一点今後の予定というところで、ご連絡をさせていただきたいと思えます。冒頭の説明の中でもさせていただきました。今年度1年間を通しまして、この第4次伊賀市人権総合計画の策定における取り組んでまいりたいと思えます。そして、この審議会には今後4回程度開催をさせていただくこととなりますので、よろしくをお願いいたします。

そして、説明の中でも申し上げましたけれども、次回の審議会スケジュールのところにもあります今回は6月の中旬から末あたりにかけて、また会長さんと事務局の方で日程調整させていただいた上で決定をいたしましたら、皆様にご連絡をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

内容につきましては、この総合計画の構成についての審議ということで、予定をしております。どうぞよろしくお願いいたします。

会長：はい、他に全体通じまして、委員の皆さんから何かございましたら、はいどうぞ。

委員：失礼します。この審議会の日程をもう少し早めに教えていただけたらありがたいなと思ってまして、最速のタイミング教えていただいていると思うんですけど、ちょっとあの～こちら、全部、前回、全部、全部の会に出席したいと思ってますんで出来れば、よろしくお願いします。

会長（谷川）：

はい、ありがとうございました。

その他ご意見ございませんでしょうか。是非人権政策の計画を作る重要な審議会になりますので、皆さんからのご意見や提案あれば積極的に、ま、色

んな形で、文書で提案していただいても結構ですし、いろんな形でこの議論の2発目をね、果たしていけたらというふうに思うので、こういう点をもっと、とか、こういう部分をこうとか、という具体的な意見、提案、あの、審議会に寄せていただいたら嬉しいなと思います。

はい、それではこれをもちまして、会議を終了させていただきます。長時間どうも、誠にありがとうございました。